

佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱を次のように制定する。

令和7年4月1日

佐伯市立学校小規模特認校への就学等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模特認校の指定及び小規模特認校制度による小規模特認校への就学に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模特認校」とは、少人数での教育のよさを生かし、一人一人の児童・生徒に目の行き届いた教育並びに地域の自然や文化に触れるなどの体験活動及び異なる文化をもつ人々との交流活動を通じて、心身の健やかな成長を図り、生きる力や豊かな人間性を養う教育を実施する佐伯市立学校として、佐伯市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するものをいう。

2 この要綱において「小規模特認校制度」とは、小規模特認校への就学を希望する保護者から学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第32条第1項の規定により聴取した意見又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に規定する申立てにより、佐伯市立学校通学区区域設定規則（平成17年佐伯市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、一定の条件の下に就学の調整又は通学校の変更を行い、当該保護者が居住する通学区区域外の小規模特認校への就学を認める制度をいう。

3 この要綱において「特認就学」とは、小規模特認校制度により小規模特認校に就学することをいう。

(小規模特認校の指定)

第3条 教育委員会が指定する小規模特認校は、次のとおりとする。

- (1) 佐伯市立本匠小学校
- (2) 佐伯市立本匠中学校

(特認就学の条件)

第4条 特認就学をする児童・生徒又はその保護者は、次の各号に定める条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 児童・生徒及びその保護者に、小規模特認校を卒業するまでの間、当該小規模特認校に就学する意思があること。
- (2) 保護者は、就学する小規模特認校が実施する教育活動を理解し、当該小規模特認校における教育活動、地域との交流等に積極的に協力すること。
- (3) 保護者の責任と負担において、安全な交通手段により児童・生徒を通学させること。

(就学期間)

第5条 特認就学による就学期間は、小規模特認校に就学する日から当該小規模特認校を卒業する日までとする。

(受入人数)

第6条 特認就学により受け入れる児童・生徒の人数は、小規模特認校制度以外で就学する児童・生徒数を勘案し、教育委員会が小規模特認校の学校長と協議の上、決定する。

(面談)

第7条 特認就学を希望する児童・生徒(小学校就学の始期に達するまでの者を含む。)及びその保護者は、次条第1項の規定による申立てを行う前に、就学を希望する小規模特認校の学校長の面談を受けるものとする。

2 前項の面談を実施した小規模特認校の学校長は、小規模特認校への就学に関する意見書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(申立て等)

第8条 前条第1項の面談を受けた保護者は、当該面談後、特認就学を希望する場合は、区域(校区)外就学願に次に掲げる書類を添えて、教育委員会が別に定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 通学方法を記した通学路図

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申立てが現に小規模特認校以外の学校に就学している児童・生徒の転学に係るものである場合にあっては、当該学校の学校長に意見書の提出を求めるものとする。

(可否の決定等)

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定による申立てを受けたときは、その内容を審査し、小規模特認校の学校長と協議の上、特認就学の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により特認就学の可否を決定したときは、速やかにその旨を次に掲げる者に通知するものとする。

(1) 前条第1項の規定による申立てをした保護者(以下「申立者」という。)

(2) 申立者が就学を希望する小規模特認校の学校長

(3) 申立者の児童・生徒が現に就学している学校の学校長(転学の場合に限る。)

(転学の申出)

第10条 小規模特認校に就学している児童・生徒の保護者は、当該児童・生徒又はその保護者の事情により特認就学が困難となった場合は、教育委員会に転学の申出をすることができる。

2 教育委員会は、前項の申出を受けた場合は、保護者及び小規模特認校の学校長との協議の上、転学の可否を決定して、当該保護者、当該小規模特認校の学校長及び新たに就学する学校の学校長に通知するものとする。

(承認の取消し)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特認就学の承認を取り消すことができる。

(1) 第4条に掲げる条件を満たさなくなったとき。

(2) 教育委員会が、保護者の申立内容、面談内容等が事実と相違していると認めたとき。

(3) その他教育委員会が特認就学を不相当と認めたとき。

2 前項の規定による承認の取消しを決定した場合は、その旨を保護者及び小規模特認校の学校長に通知するものとする。

(就学すべき中学校の指定)

第 12 条 教育委員会は、特認就学をしている児童の小規模特認校卒業後の就学すべき中学校の指定については、規則第 3 条及び別表第 2 の定めるところにより、就学すべき中学校を指定するものとする。

2 前項の場合において、当該児童の保護者は、卒業する小規模特認校の校区を通学区域とする中学校に特認就学を希望するときは、第 8 条第 1 項の規定による申立てを行うことができる。

3 前項の場合においても、第 7 条第 1 項の面談を受けなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。